

I 学校におけるがん教育の在り方

《がん教育の定義》

がん教育は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である。

《がん教育の目標》

＜がんについて正しく理解することができるようにする＞

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心を持ち、正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力を育成する。

また、がんを通じて、様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に資する。

＜健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする＞

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と命の大切さに気づき、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する。

《がん教育で取り扱う内容（例）》



Q

なぜ、学校におけるがん教育を推進していく必要があるの？



A



近年の社会環境や生活環境の急激な変化は、国民の心身の健康にも大きな影響を与えており、新たな課題が顕在化しています。その中でも、生涯のうち国民の2人に1人がかかると推測されるがんは重要な課題であり、健康に関する国民の基礎的教養として身につけておくべきものとなりました。

また、がん対策基本法（平成18年）のもと、政府が策定したがん対策推進基本計画（平成24年）で、児童生徒については「健康と命の大切さ」を学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもつよう教育することとされました。

Q

児童生徒等への配慮が求められるのは、どんな場合ですか？



配慮が必要な情報には、どんなものがありますか？

Q

A

次のような場合に、児童生徒等への配慮が求められます。

- ・小児がんの当事者、小児がんにかかったことのある児童生徒がいる場合
- ・家族にがん患者がいる児童生徒等や、家族をがんで亡くした児童生徒等がいる場合
- ・生活習慣が主な原因とならないがんもあることから、特に、これらのがん患者が身近にいる場合
- ・がんに限らず、重病・難病等にかかったことのある児童生徒等や、家族に該当患者がいたり家族を亡くしたりした児童生徒がいる場合

これらの状況を把握するために、アンケート等により確認することは望ましくありません。配慮が必要な児童生徒がいることを想定し、対応をすることが重要です。



A

配慮が必要な情報には、次のようなものがあります。

- ・「がんは不治の病である」など科学的根拠に基づかない情報
- ・「がんは簡単に治せる」など誤解を与える可能性のある情報
- ・「がんにかかるか否かは本人自身の行いによる」などという表現が使われている情報
- ・「がんは他人にうつる病気である」などという表現が使われている情報

Q

がん教育を進めるうえで、外部講師の参加・協力など関係諸機関と連携することは必要ですか？



A



がんに関する科学的根拠に基づいた知識などの専門的な内容を含むがん教育を進めるに当たっては、地域や学校の実情に応じて、学校医やがんの専門医等の外部講師の参加・協力を推進するなど、多様な指導方法の工夫を行うよう配慮します。

また、がんを通して健康と命の大切さを考える教育を進めるに当たっては、がん経験者等の外部講師の参加・協力を推進します。

【参考資料：外部講師を用いたがん教育ガイドライン（平成28年4月）文部科学省】
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm